

出資及び債務保証採択審査基準

平成 21 年 12 月 2 日
2009 年（評価）業務通達第 62 号
最終改正 令和 4 年 5 月 25 日

1. 目的

この通達は、石油等の探鉱、採取及び権利譲受け並びに可燃性天然ガスの液化及び貯蔵に係る出資細則（2004 年（石推）業務細則第 15 号）第 9 条及び石油等の採取及び権利譲受け並びに可燃性天然ガスの液化及び貯蔵に係る債務保証細則（2004 年（石推）業務細則第 16 号）第 7 条の規定に基づき、業務方法書第 5 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる出資の対象案件及び第 11 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の債務保証の対象案件の採択審査を行うために必要な審査項目及び審査基準等を定め、もって採択審査の適正な実施に資することを目的とする。

2. 審査項目及び審査基準等

出資の採択審査にあたっては別表 1 の審査項目及び審査基準等、債務保証の採択審査にあたっては別表 2 の審査項目及び審査基準等にそれぞれ基づき、総合的に審査を行うものとする。

附 則

この業務通達は、平成 21 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この業務通達は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この業務通達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この業務通達は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この業務通達は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この業務通達は、令和4年5月25日から施行する。

<別表1> 出資採択審査基準

審査項目	審査基準等	探鉱事業	資産買収事業	開発事業	天然ガス液化事業	貯蔵事業
1. 技術的事項に係る審査項目及び審査基準等						
(1) 地質的有望性(未発見構造)						
(1)-1 プロスペクト(試掘対象構造)抽出前 注:震探データの収録計画があるものに限る。		○	△	-	-	-
① 広域地質情報に基づく石油システムの想定	<ul style="list-style-type: none"> 探鉱対象エリアへ炭化水素を排出可能な熟成根源岩が存在すること(熟成根源岩)。 熟成根源岩から探鉱対象エリアへ炭化水素の移動・集積が見込まれること、及び炭化水素の移動・集積時期が探鉱対象エリアの構造発達史等と整合的であること(炭化水素の移動・集積)。 					
② 探鉱対象エリアにおける想定	<ul style="list-style-type: none"> 炭化水素を貯留可能な岩石が存在すること(貯留岩)。 炭化水素を保持可能な低浸透性のシールが存在すること、及び集積した炭化水素の保持が見込まれること(炭化水素の保持)。 					
③ コンセプトリードの存在	<ul style="list-style-type: none"> 探鉱対象エリアにコンセプトリード(地質情報に基づいた合理的な解釈により、クロージャーとして想定可能なもの)が存在すること。 					
④ コンセプトリードの地質リスク	<ul style="list-style-type: none"> 上記①②に示す4項目の機構評価値の積が、原則として10%程度以上であること。 					
(1)-2 プロスペクト抽出後		○	△	-	-	-
① 熟成根源岩	<ul style="list-style-type: none"> 有機炭素含有率が高く、十分な層厚及び面積を有する質の良い根源岩がフェッチエリア(プロスペクトへ炭化水素を供給したと想定されるエリア)に存在すること。 フェッチエリアに分布する根源岩が熟成していること。 					

② 炭化水素の移動・集積	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロスペクトと熟成根源岩分布域の位置関係が炭化水素の移動・集積に適しており、両者間に高浸透層のキャリアベッド、断層、フラクチャー等の移動経路が存在すること。 ・ 熟成、移動時期がトラップ(クロージャー+シール)形成時期より遅いか、又は同時期であること。 					
③ 貯留岩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炭化水素を貯留可能な岩石が存在すること。 ・ 同岩石が十分な孔隙率及び浸透率を有すること。 					
④ クロージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼度の高い構造型クロージャー又は層位封塞型クロージャー等が存在すること。 					
⑤ 炭化水素の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炭化水素を保持可能な低浸透性のシール(帽岩、断層等)が存在すること。 ・ 炭化水素集積後に構造運動等による鉱床の破壊及び炭化水素の変質がないこと。 					
⑥ プロスペクトの地質リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上 5 項目の機構評価値の積を地質的成功確率とする。ただし、Direct Hydrocarbon Indicator (DHI) 評価が可能な場合は、機構評価の DHI 指標を加味した数値を地質的成功確率として取扱う。 ・ 上記により算定される地質的成功確率が原則として 10%程度以上であること。 					
(1)-3 パイオニア探鉱 注:以下(2)から(6)及び2. 経済的事項に係る審査項目及び審査基準等は適用しない。		○	-	-	-	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象とする探鉱プレイ(地質的諸条件が共通すると推定される探鉱対象のグループ)が同一の堆積盆地内で探鉱実績の無いものであること。 ・ 当該探鉱プレイの成立する可能性が合理的に評価されていること。 ・ 当該探鉱プレイの成立を確認するために必要な地質・物探作業及び試掘井掘削作業が計画されていること。 ・ 当該探鉱プレイで発見のあった場合には、対象鉱区又は隣接する地域において、波及効果が期待されること。 					

(2) 期待埋蔵量		○	○	○	—	—
(未発見構造)						
① 原始埋蔵量	<ul style="list-style-type: none"> 地震探鉱データ及び坑井データ等と整合性のあるパラメーター(ネット岩石容量*、孔隙率、油ガス飽和率、容積係数等)が設定され、確率論的手法により原始埋蔵量分布が算出されていること。 *油ガスを胚胎可能な岩石の容量 					
② 可採埋蔵量	<ul style="list-style-type: none"> 油ガス田データ等と整合性のある回収率が設定され、確率論的に可採埋蔵量分布が算出されていること。 					
(既発見構造)						
① 原始埋蔵量	<ul style="list-style-type: none"> 地震探鉱データ、坑井データ及び生産履歴データ等に基づいた適切な地質モデルから原始埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。 地質モデルによる原始埋蔵量算出が合理的でないと認められる場合は、既存データと整合性のあるパラメーター(ネット岩石容量、孔隙率、油ガス飽和率、容積係数等)により原始埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。 					
② 可採埋蔵量	<ul style="list-style-type: none"> 上記の地質モデルに基づいた適切な油ガス層モデルから可採埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。 油ガス層モデルによる可採埋蔵量算出が合理的でないと認められる場合は、既存データ(坑井データ、油ガス層データ、産出テストデータ等)と整合性のある可採埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。 					
(3) 探鉱計画		○	△	—	—	—
① 探鉱計画	<ul style="list-style-type: none"> 探鉱量(物理探鉱測線長、試探掘坑井数等)が、地質的有望性、契約条件(義務作業量等)及び既往探鉱実績を踏まえたものであり、個々の作業の仕様及び作業量(地震探鉱測線配置、坑井位置、掘削深度等)が適切に計画されていること。 既往データと整合性のある油ガス層解析等各種評価作業が計画されていること。 					

	<ul style="list-style-type: none"> 探鉱期間、地勢等を踏まえた実施可能な作業工程であること。 					
② 試験生産計画	<ul style="list-style-type: none"> 試験生産が予定されている場合は、試験生産計画(生産規模、生産期間、評価作業、設備計画等)が、対象油ガス層の技術的不確実性を減じ、可採埋蔵量評価の精度向上を目的とした活動として、必要かつ適切な内容となっていること。 					
③ 探鉱費	<ul style="list-style-type: none"> 探鉱計画及び試験生産計画と整合性があること。 各費用の見積額が周辺地域の実績等に照らして適切であること。 					
(4) 開発、生産計画		○	○	○	-	-
① 開発計画	<ul style="list-style-type: none"> 油ガス田状況(地質／油ガス層条件、周辺インフラ等)を踏まえた開発概念が採用されていること。 生産計画に見合った坑井数、配置及び掘削諸元となっていること。 生産計画に見合った生産・処理・出荷設備であり、設計条件が適切であること。 開発工程が適切であること。 					
② 生産計画	<ul style="list-style-type: none"> 可採埋蔵量及び開発計画と整合性がある生産計画及び操業計画が策定されていること。 当該油ガス田又は近隣油ガス田等における生産実績や操業実績等の既存データに照らして、妥当な計画が策定されていること。 					
③ 開発費、操業費	<ul style="list-style-type: none"> 開発計画及び生産計画と整合性があること。 各費用の見積額が周辺地域の実績等に照らして適切であること。 					

(5) 液化設備計画		—	△	△	○	△
注:基本設計又は最終投資決定前の段階にある場合は、少なくとも①及び⑤の一部(想定される建設費・操業費総額)の審査基準を満たすものとする。						
① 全体概要	<ul style="list-style-type: none"> 建設・操業プロジェクト計画全体が適切に立案されていること。 (プラント立地条件、プラント能力(ガス前処理設備能力/ガス液化能力/コンデンセート製造能力)、プラント配置、技術基準、製品の品質、操業体制等が天然ガス供給想定ガス田及び液化天然ガス販売契約等と整合性があること。) 適切に液化プロセスの選定がなされ、技術的なリスクが少ないこと。(同プロセス又は類似プロセスの実績、安全性、利用可能なライセンサーかどうか、ガス組成への対応、エネルギー原単位と初期投資のバランス等の観点から) 					
② 主要設備詳細	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガス液化施設建設・液化天然ガス出荷に適切な立地であること。 ユニット(受入、前処理、液化、貯蔵、出荷、付帯設備、輸送船、受入基地等)/プロセス(脱水、脱酸ガス、液化等)を明確にした全設備の概念設計がなされ、それらが技術的に適切であること。 選定した各ユニット/プロセスは十分な実績が確認されていること。実績が少ない場合は、技術的検証がなされていること等により、安全性、稼働率等の点から適切に操業可能と見込まれること。 各ユニットの定格能力設定(熱・物質収支等)の考え方が明確かつ適切であること。 緊急時に適切に対処できるよう設計され、かつ十分な防災設備が適切に設定されていること。 					
③ 建設計画	<ul style="list-style-type: none"> 建設工程等が適切に設定されていること。 建設を円滑に遂行する体制が構築されていること。 					
④ 操業計画	<ul style="list-style-type: none"> 操業方針・操業体制が明確かつ適切に定められていること。 販売契約と整合性がある出荷運行計画が策定されていること。 					

	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタートアップ、シャットダウン計画が適切に計画されていること。 ・ 緊急時を含めた運転・保守体制が適切であること。 					
⑤ 建設費・操業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各設備の建設費の見積額が適切であること。 ・ 建設計画及び操業計画と整合性があること。 ・ 各費用の見積額が近年の液化プラントコスト動向と照らして適切であること。 					
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施関連事項に係る審査において、契約条件その他から、ガスを供給するガス田の生産動向が、液化事業の経済性等に重要な影響を及ぼすと判断される場合、当該ガス田の可採埋蔵量、生産計画等と整合性がある液化計画が策定されていること。 					
(6) パイプライン設備計画		—	△	△	△	△
注:基本設計又は最終投資決定前の段階にある場合は、少なくとも①及び⑤の一部(想定される建設費・操業費総額)の審査基準を満たすものとする。						
① 全体概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設・操業プロジェクト計画全体が適切に立案されていること。 (始点・終点、口径、圧力、輸送量、パイプ仕様、付帯設備等が想定油ガス田及びパイプライン通油契約等と整合性があること。) 					
② 主要設備詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送流体の性状を含む設備設計条件が適切に設定されていること。 ・ パイプラインルートが通過周辺地域の地理的条件に加え、環境・安全等の観点から、適切に選定されていること。また、必要な地域対策等が講じられていること。 ・ 各構成設備(パイプライン、昇圧ステーション、監視制御システム)が適切に設定されていること。 ・ 出荷、輸送設備能力について、その考え方が明確になっており、適切な余力をもって設計されていること。 					
③ 建設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工方法、建設工程等が適切に設定されていること。 					

④ 操業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業方針・操業体制が明確かつ適切に定められていること。 ・ 石油等の購入契約、販売契約、輸送契約等と整合性がある通油(ガス)計画が策定されていること。 ・ 緊急時を含めた運転・保守体制が適切であること。 					
⑤ 建設費・操業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各設備の建設費の見積額が適切であること。 ・ 建設計画及び操業計画と整合性があること。 					
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施関連事項に係る審査において、契約条件その他から、輸送される石油等が生産される油ガス田の生産動向が、パイプライン事業の経済性等に重要な影響を及ぼすと判断される場合、当該油ガス田の可採埋蔵量、生産計画等と整合性がある通油(ガス)計画が策定されていること。 					
(7) 貯蔵設備計画 注:基本設計又は最終投資決定前の段階にある場合は、少なくとも①及び⑤の一部(想定される建設費・操業費総額)の審査基準を満たすものとする。		-	△	△	△	○
① 全体概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設・操業プロジェクト計画全体が適切に立案されていること。 (プラント立地条件、プラント能力(液化天然ガス受入設備能力/液化天然ガス貯蔵能力/液化天然ガス再気化能力/液化石油ガス貯蔵能力/ボイルオフガス処理設備能力、再出荷設備能力)、プラント配置、技術基準、製品の品質、操業体制等が液化天然ガス売買契約及び再気化ガス販売契約等と整合性があること。) ・ 適切に液化天然ガス再気化プロセスの選定がなされ、技術的なリスクが少ないこと。(同プロセス又は類似プロセスの実績、安全性、利用可能なライセンサーかどうか、ガス組成への対応、エネルギー原単位と初期投資のバランス等の観点から) 					

② 主要設備詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液化天然ガス受入施設建設、液化天然ガス貯蔵施設建設及び液化天然ガス再気化施設建設並びに液化天然ガス及び再気化された天然ガス出荷に適切な立地であること。 ・ ユニット(輸送船受入、貯蔵、液化天然ガス再気化、出荷、付帯設備)／プロセス(液化天然ガス再気化等)を明確にした全設備の概念設計がなされ、それらが技術的に適切であること。 ・ 選定した各ユニット／プロセスは十分な実績が確認されていること。実績が少ない場合は、技術的検証がなされていること等により、安全性、稼働率等の点から適切に操業可能と見込まれること。 ・ 各ユニットの定格能力設定(熱・物質収支等)の考え方が明確かつ適切であること。 ・ 緊急時に適切に対処できるよう設計され、かつ十分な防災設備が適切に設定されていること。 					
③ 建設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工程等が適切に設定されていること。 ・ オペレーターによる管理体制やコントラクターによる管理体制等建設を円滑に遂行する体制が構築されていること。 					
④ 操業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業方針・操業体制が明確かつ適切に定められていること。 ・ 販売契約と整合性がある出荷運行計画が策定されていること。 ・ スタートアップ、シャットダウン計画が適切に計画されていること。 ・ 緊急時を含めた運転・保守体制が適切であること。 					
⑤ 建設費・操業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各設備の建設費の見積額が適切であること。 ・ 建設計画及び操業計画と整合性があること。 					
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施関連事項に係る審査において、契約条件その他から、ガスを供給するガス田の生産動向が、貯蔵事業の経済性等に重要な影響を及ぼすと判断される場合、当該ガス田の可採埋蔵量、生産計画等と整合性がある貯蔵計画が策定されていること。 					

(8) 脱炭素化計画		△	△	△	△	△
① 全体概要	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化対策の実施にあたっては、適切な事業計画が策定されていること。また、適切なモニタリング体制が整備されている、又は整備される見込みであること。 CCS 実施にあたっては、適切な CO2 圧入計画が策定され、技術的にその実現性が確認されていること。 CO2EOR 実施にあたっては、適切な CO2 圧入計画、増産計画が策定されていること。 					
② 主要設備詳細	<ul style="list-style-type: none"> 事業から排出される温室効果ガスを削減又はオフセットするような適切な建設・操業プロジェクト計画が立案されていること。 業務方法書第2条第2号ないし第5号に定義する「石油等の探鉱」「石油等の採取」「可燃性天然ガスの液化」「可燃性天然ガスの貯蔵」に係る事業の計画と整合していること。 適切な立地条件であること 設備等の概念設計がなされ、それらが技術的に適切であること。 適切なプロセスの選定がなされ、プロセス等は十分な実績が確認されていること。実績が少ない場合は、技術的検証がなされていること等により、安全性、稼働率等の点から適切に操業可能と見込まれること。 緊急時に適切に対処できるよう設計され、かつ十分な防災設備が適切に設定されていること。 					
③ 建設計画	<ul style="list-style-type: none"> 建設工程等が適切に設定されていること。 オペレーターによる管理体制やコントラクターによる管理体制等建設を円滑に遂行する体制が構築されていること。 					
④ 操業計画	<ul style="list-style-type: none"> 操業方針・操業体制が明確かつ適切に定められていること。 スタートアップ、シャットダウン計画が適切に計画されていること。 緊急時を含めた運転・保守体制が適切であること。 					

⑤ 建設費・操業費	<ul style="list-style-type: none"> 建設費・操業費の見積額が適切であること。 建設計画及び操業計画と整合性があること。 					
2. 経済的事項に係る審査項目及び審査基準等						
(1) 事業の経済性						
① 事業成功時の経済性	<ul style="list-style-type: none"> 技術的事項に係る審査により算出された探鉱費、開発費、生産量及び操業費(液化事業、パイプライン事業又は貯蔵事業にあつては、出荷量又は通油(ガス)量、建設費及び操業費をいう。以下同じ。)に係る見通しを基礎として、油価(ガス価)、為替レート等について一定の条件を置いた上で事業全体の経済性を評価し、十分な経済性が確保されると判断されること。具体的には、合理的に回収可能と推定される埋蔵量を基礎として算出した事業全体の事業収支の投資収益率(IRR)が下記のとおりであること。 <p>探鉱事業:原則として10%程度以上 貯蔵事業:原則として5%程度以上 その他:原則として7.5%程度以上</p>	○	○	○	○	○
② 成功・不成功確率を考慮した経済性	<ul style="list-style-type: none"> 油価(ガス価)、為替レート等について一定の条件を置いた上で、成功・不成功確率を考慮した期待値として、投下資本以上の回収が期待できること。具体的には、事業全体の事業収支の期待現在価値(ENPV)＝成功確率×成功時の期待収支の現在価値＋不成功確率×不成功時の期待収支の現在価値が原則正の値であること。 <p>(注) 成功確率：経済限界以上の埋蔵量が発見される確率 成功時の期待収支：経済限界以上の埋蔵量が発見された場合の事業収支 不成功確率：経済限界以上の埋蔵量が発見されない確率 不成功時の期待収支：経済限界以上の埋蔵量が発見されない場合の事業収支</p> <p>注:1. 技術的事項に係る審査項目及び審査基準等(1)－1 プロスペクト(試掘対象構造)摘出前に該当するものについては、適用しない。</p>	○	△	－	－	－

③ 機構出資の経済性	<ul style="list-style-type: none"> 機構出資の経済性を評価し、十分な経済性が確保されると判断されること。具体的には、機構が行う出資に係る投資収益率(IRR)が下記のとおりであること。 <p>探鉱事業:原則として 10%程度以上 貯蔵事業:原則として 5%程度以上 その他:原則として 7.5%程度以上</p>	○	○	○	○	○
④ 事業のリスク (感度分析)	<ul style="list-style-type: none"> 油価(ガス価)、生産量、開発費及び経済性に大きな影響を及ぼすその他の要素につき感度分析を行い、条件が悪化した場合にも投下資本の回収が相当程度確実と判断されること。 出資先が資金の借入を行っている場合又は予定されている場合は、事業環境が悪化した場合においても、事業継続が可能な資金計画の確保が相当程度確実と判断されること。 具体的には、原則として、生産量見通し、開発費見通し、操業費見通し、油価(ガス価)及び為替レートのいずれの要素についても、各要素単独で想定されている変動幅の範囲で事業環境に不利な方向に振れた場合(他の要素は上記の一定条件とする)において、プロジェクト期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えること。 <p>DCR=(元利返済に充当可能な原資の現在価値) /(借入金合計額)</p>	○	○	○	○	○
(2) 資金計画		○	○	○	○	○
① 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> 出資先の資金計画が妥当なものであること。 借入が予定されている場合においては、借入条件が妥当なものであること。 返済計画が生産・操業計画に基づく事業の資金収支と整合性があること。 					
3. 政策的事項に係る審査項目及び審査基準等		○	○	○	○	○
(1) 政策的重要性						
① 石油・天然ガスの安定供給	<ul style="list-style-type: none"> (国の定める採択基本方針に準ずる) 					

	② 健全な開発企業育成	・ (国の定める採択基本方針に準ずる)					
4. 契約・事業実施関連事項に係る審査項目及び審査基準							
(1) 事業実施権及び契約条件							
	① 事業実施権の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンス契約、PS 契約等により事業実施権(事業計画の策定・実施権、生産物の取得・処分権)又はこれに類する権利が確保されていること。 ・ ファームアウト契約等により事業実施権が不当に制限されていないこと。 ・ 液化事業実施国、パイプライン通過国又は貯蔵事業実施国において事業実施権(事業計画の策定・実施権、石油等の調達・販売)又はこれに類する権利が確保され、必要な各種政府等の許認可、関係政府間合意等が得られる見込であること。 ・ その他事業実施権を制限する法律や契約がある場合には、その制限が過重でないこと。 	○	○	○	○	○
	② 契約条件の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同操業協定等により、事業の意思決定に参画する応分の権利が確保されていること。 ・ 義務作業量が鉱区の有望性に比して過大でないこと。 ・ 事業の途中段階での撤退や権益譲渡が過度に制限されていないこと。 ・ 建設・操業に係る契約により、事業者側が不当に不利な取り扱いを受けるものでないこと。 ・ その他不当に不利な取扱いを受けるものでないこと。 	○	○	○	○	○
	③ 調達・輸送・販売等の手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油等の開発事業にあつては、販売契約、輸送契約が締結されている等により、輸送・販売等の手段及び販売先が確保されている又は確保される見込みであること。 ・ 液化事業又はパイプライン事業にあつては、石油等の調達契約、販売契約、輸送契約等が締結されている等により、調達・輸送・販売等の手段及び販売先が確保されている又は確保される見込であること。 ・ 貯蔵事業にあつては、液化天然ガスの調達契約、再気化ガスの販売契約、貯蔵設備の使用契約、再気化ガスの輸送契約等が締結されている等により、調達・輸送・販売等 	—	○	○	○	○

	<p>の手段及び販売先が確保されている又は確保される見込であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売代金を滞りなく回収できることが見込まれること。 					
④ プロジェクトファイナンス関連検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトファイナンスが予定されている場合は、金融機関による債権保全のための各種リスク軽減手法が、事業運営上過度の制限とならず、適切・妥当なものであること。 	—	△	△	△	△
⑤ 会社株式取得関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産買収の一形態として会社株式取得の形態をとる場合であって買収の対象となる会社が上流事業以外の事業を有する場合には、原則として会社経営権を行使し得ること。また総収入に占める非上流事業収入の比率が過大でないこと。 ・ 買収対象会社の財務状況、係争関係の有無等に問題がないこと。 	—	△	—	—	—
(2) その他の事業実施関連事項						
① 日本への持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国のエネルギー安全保障に係る危機時等機構が求める場合には、直接又は代替手段により、権益等に基づく引取量等相当の石油等を日本に持込むことが可能であると見込まれること。代替手段による日本への持ち込みが見込まれる場合は、その方法が妥当であると判断されること。 	○	○	○	○	○
② 事業推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間主導型の経営主体が構築されていること。 ・ プロジェクトに責任を有する民間企業が明確なこと。 ・ プロジェクトの中心となる民間株主が事業実施に十分な事業実績、資金力、技術力等を有すること。 ・ オペレーターの能力は、事業遂行上特段の障害がないと見込まれること。 ・ 他のパートナーについても、事業遂行上支障を来たすおそれがないと見込まれること。 ・ 建設・操業に係るコントラクター等の能力は、事業遂行上特段の障害がないと見込まれること。 	○	○	○	○	○
③ 事業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の前提となっているライセンス契約、生産物の販売契 	○	○	○	○	○

	<ul style="list-style-type: none"> 約、輸送契約等の存続に問題がないと見込まれること。 ・ カントリーリスク・マクロ環境を含め、その他事業実施に特段の障害がないと見込まれること。 					
④ 脱炭素化対策を実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱炭素化対策を実施するのに必要な権利が確保されていること、又はこれを妨げるようなものがないこと。 ・ 排出権取引を実施する場合は、十分な枠が確保されていること等取引を行う権利が確保される見込みであること。 	△	△	△	△	△
5. 事業リスク関連事項に係る審査項目及び審査基準						
(1)事業リスクの抽出・対応手段		○	○	○	○	○
① 事業リスクの把握、これに対する対応手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記「1. (3)」から「4. 」（「2. (1)」及び「3. 」を除く）までの事項について事業を実施するにあたって、リスクが認められる場合、これが適切に抽出されていること。 ・ 抽出されたリスクについて、対応手段が適切に講じられている、又は、講じられる見込みであること。 ・ リスクに対する対応手段が講じられた結果、抽出されたリスクが合理的なレベルまで低減されること、又は低減されることが見込まれること。 					

注：事業の種別による注：事業の種別による審査項目及び審査基準等の選択は、原則として次のとおりとする。

○・・・必ず審査する項目

△・・・該当事項がある場合は必ず審査する項目

－・・・審査する必要がある項目

<別表2> 債務保証採択審査基準

審査項目	審査基準等	開発事業及び資産買収事業	天然ガス液化事業	貯蔵事業
1. 技術的事項に係る審査項目及び審査基準等				
(1) 期待埋蔵量		○	-	-
① 原始埋蔵量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震探鉱データ、坑井データ及び生産履歴データ等に基づいた適切な地質モデルから原始埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。 ・ 地質モデルによる原始埋蔵量算出が合理的でないと認められる場合は、既存データと整合性のあるパラメーター(ネット岩石容量、孔隙率、油ガス飽和率、容積係数等)により原始埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。 			
② 可採埋蔵量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の地質モデルに基づいた適切な油ガス層モデルから可採埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。 ・ 油ガス層モデルによる可採埋蔵量算出が合理的でないと認められる場合は、既存データ(坑井データ、油ガス層データ、産出テストデータ等)と整合性のある可採埋蔵量が算出され、併せて不確実性が評価されていること。 			
(2) 開発、生産計画		○	-	-
<別表1>に同じ				
(3) 液化設備計画		△	○	△
<別表1>に同じ				
(4) パイプライン設備計画		△	△	△
<別表1>に同じ				
(5) 貯蔵設備計画		△	△	○
<別表1>に同じ				

	(6) 脱炭素化計画	△	△	△						
	＜別表1＞に同じ									
2.	経済的事項に係る審査項目及び審査基準等	○	○	○						
	<p>(1) 事業の経済性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>① 保証対象債務の返済の確実性</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的事項に係る審査により算出された開発費、生産量及び操業費(液化事業又はパイプライン事業にあつては、出荷量又は通油(ガス)量、建設費及び操業費をいう。以下同じ。)に係る見通しを基礎として、油価(ガス価)、為替レート等について一定の条件を置いた上で事業全体の経済性を評価し、保証対象借入金の返済が支障なくできると判断されること。具体的には、保証対象借入金債務の返済期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えること。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">DCR=(元利返済に充当可能な原資の現在価値) ／(借入金合計額)</p> <p style="text-align: center;">(注) 保証先会社が保証対象借入金債務以外の借入金債務を負っている場合には、当該借入金も含めた借入金の合計額を分母とする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>② 事業のリスク(感度分析)</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業環境が悪化した場合においても、保証対象借入金債務の返済が相当程度確実と判断されること。 ・ 具体的には、原則として生産量見通し、開発費見通し、操業費見通し、油価(ガス価)及び為替レートのいずれの要素についても、各要素単独で想定されている変動幅の範囲で事業環境に不利な方向に振れた場合(他の要素は上記の一定条件とする)において、プロジェクト期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えること。 </td> </tr> </table>	<p>① 保証対象債務の返済の確実性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的事項に係る審査により算出された開発費、生産量及び操業費(液化事業又はパイプライン事業にあつては、出荷量又は通油(ガス)量、建設費及び操業費をいう。以下同じ。)に係る見通しを基礎として、油価(ガス価)、為替レート等について一定の条件を置いた上で事業全体の経済性を評価し、保証対象借入金の返済が支障なくできると判断されること。具体的には、保証対象借入金債務の返済期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えること。 		<p style="text-align: center;">DCR=(元利返済に充当可能な原資の現在価値) ／(借入金合計額)</p> <p style="text-align: center;">(注) 保証先会社が保証対象借入金債務以外の借入金債務を負っている場合には、当該借入金も含めた借入金の合計額を分母とする。</p>	<p>② 事業のリスク(感度分析)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業環境が悪化した場合においても、保証対象借入金債務の返済が相当程度確実と判断されること。 ・ 具体的には、原則として生産量見通し、開発費見通し、操業費見通し、油価(ガス価)及び為替レートのいずれの要素についても、各要素単独で想定されている変動幅の範囲で事業環境に不利な方向に振れた場合(他の要素は上記の一定条件とする)において、プロジェクト期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えること。 			
<p>① 保証対象債務の返済の確実性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的事項に係る審査により算出された開発費、生産量及び操業費(液化事業又はパイプライン事業にあつては、出荷量又は通油(ガス)量、建設費及び操業費をいう。以下同じ。)に係る見通しを基礎として、油価(ガス価)、為替レート等について一定の条件を置いた上で事業全体の経済性を評価し、保証対象借入金の返済が支障なくできると判断されること。具体的には、保証対象借入金債務の返済期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えること。 									
	<p style="text-align: center;">DCR=(元利返済に充当可能な原資の現在価値) ／(借入金合計額)</p> <p style="text-align: center;">(注) 保証先会社が保証対象借入金債務以外の借入金債務を負っている場合には、当該借入金も含めた借入金の合計額を分母とする。</p>									
<p>② 事業のリスク(感度分析)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業環境が悪化した場合においても、保証対象借入金債務の返済が相当程度確実と判断されること。 ・ 具体的には、原則として生産量見通し、開発費見通し、操業費見通し、油価(ガス価)及び為替レートのいずれの要素についても、各要素単独で想定されている変動幅の範囲で事業環境に不利な方向に振れた場合(他の要素は上記の一定条件とする)において、プロジェクト期間における事業収支の全借入金債務に対するデット・カバレッジ・レーシヨ(DCR)が1を超えること。 									
	(2) 資金計画									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>① 資金計画</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入予定額が開発計画と整合性があり、借入条件が妥当なものであること。 ・ 返済計画が生産・操業計画に基づく事業の資金収支と整合性があること。 </td> </tr> </table>	<p>① 資金計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入予定額が開発計画と整合性があり、借入条件が妥当なものであること。 ・ 返済計画が生産・操業計画に基づく事業の資金収支と整合性があること。 							
<p>① 資金計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借入予定額が開発計画と整合性があり、借入条件が妥当なものであること。 ・ 返済計画が生産・操業計画に基づく事業の資金収支と整合性があること。 									

3. 政策的事項に係る審査項目及び審査基準等	○	○	○
<別表1>に同じ			
4. 契約・事業実施関連事項に係る審査項目及び審査基準	○	○	○
<別表1>に同じ			
5. 事業リスク関連事項に係る審査項目及び審査基準			
(1)事業リスクの抽出・対応手段	○	○	○
<別表1>に同じ			

注：事業の種別による審査項目及び審査基準等の選択は、原則として以下のとおりとする。

○・・・必ず審査する項目

△・・・該当事項がある場合は必ず審査する項目

－・・・審査する必要がない項目